

平成 27 年 11 月より介護分保険料及び後期高齢者組合員保険料の 賦課の仕方が変更になります

福岡県医師国民健康保険組合では、国保組合共通システム導入に伴い、平成 27 年 11 月より介護分保険料及び後期高齢者組合員保険料の賦課の仕方を変更いたします。

■ 介護分保険料（月額 3,000 円）

40 歳到達月（年齢計算に関する法律により誕生日の前日が含まれる月）より賦課開始。

（例）昭和 50 年 11 月 1 日生まれ

⇒ 10 月 31 日が 40 歳到達日のため、10 月より介護分保険料は賦課開始。

【現行】平成 27 年 10 月まで

医療分保険料 後期支援金分 保険料	+	徴収月	介護分保険料
		10 月	0 円
		11 月	6,000 円
		12 月以降	3,000 円

現行は 10 月分の介護分保険料を 10 月に徴収せず、11 月分と合わせて 11 月に徴収。

【変更後】平成 27 年 11 月以降

徴収月	介護分保険料
10 月	3,000 円
11 月	3,000 円
12 月以降	3,000 円

変更後は 10 月より介護分保険料を徴収します。（なお、年間保険料額に増減はございません）

■ 後期高齢者組合員の保険料（月額 3,000 円）

75 歳の誕生日が含まれる月の後期高齢者組合員保険料は、翌月に上乗せして賦課。

（例）昭和 15 年 10 月 1 日生まれ ⇒ 10 月 1 日が 75 歳到達日。

【現行】平成 27 年 10 月まで

徴収月	後期高齢者保険料
10 月	3,000 円
11 月	3,000 円
12 月以降	3,000 円

現行は 10 月分より保険料（甲種組合員：月額 19,800 円）を、後期高齢者組合員保険料 3,000 円に変更して徴収。

【変更後】平成 27 年 11 月以降

徴収月	後期高齢者保険料
10 月	0 円
11 月	6,000 円
12 月以降	3,000 円

変更後は 10 月分後期高齢者組合員保険料は賦課せず、11 月分の保険料に 10 月分を上乗せして、11 月に徴収。